

田柄町水道利用組合規約

第一章 総 則

- 第 一 条 本組合は田柄町水道利用組合と称し、事務所を練馬区田柄二丁目十八番二号に置く。
- 第 二 条 本組合は組合員の自家用水及び消火用水等の共同確保に必要な施設をなし併せてその維持管理をすることを目的とする。
- 第 三 条 本組合の給水区域は田柄一丁目より五丁目として、その他の区域については理事会で適当と認めた場合に限り給水区域に入れるものとする。

第二章 事 業

- 第 四 条 本組合は目的を達成するために下記の事業を行う。
- 第一項 自家用水及び其の他用水の給水確保
- 第二項 水道施設及び其の他の工事並び維持管理
- 第三項 組合員の福利増進と発展、親睦に関する事業
- 第四項 其の他目的達成に必要な一切の事業

第三章 機 関

- 第 五 条 本組合は下記の機関を置く。
- (一) 総 会 (二) 臨時總會 (三) 役員会

第 一 節 総 会

- 第 六 条 総会は本組合最高の議決機関で年一回理事長が招集する。
- 第 七 条 次の事項は総会の議を得なければならない。
- (一) 規約の改正変更 (二) 役員の選出
- (三) その他重要と認められる事項

- 第 八 条 総会は組合員の出席者を以って構成する。
- (但し委任状をみとめる)

- 第 九 条 総会の議事は出席者の過半数で定める。
- 但し可否同数の場合は議長これを決める。

- 第 十 条 総会の議長はその都度出席組合員中より互選する。

第 二 節 臨 時 総 会

- 第十一 条 臨時總會は理事会の決定及び組合員の三分の二以上の要求があった場合理事長がこれを招集して開催する。
- 第十二 条 臨時總會は総て総会の規定に準ずるものとする。

第三節 役員会

- 第十三条 役員会は総会の議決に基づきその業務を行う。
- 第十四条 役員会は役員で構成し必要に応じ随時理事長これを招集する。又は役員
の三分の一以上の要求があった時開かれる。
- 第十五条 役員会は役員の三分の二以上の出席を以って成立する。
- 第十六条 役員会の議事は出席役員の過半数で決める。
可否同数の場合は理事長がこれを決す。

第四章 役員

- 第十七条 本組合に下記の役員を置く。
- | | | | |
|--------------|----|--------------|----|
| (一) 理事長 | 一名 | (二) 副理事長 | 一名 |
| (三) 専務理事 | 一名 | (四) 会計担当常務理事 | 二名 |
| (五) 施設担当常務理事 | 二名 | (六) 監事 | 二名 |
| (七) 常務理事 | | (八) 理事 | |
- 第十八条 本組合員に名誉理事長及び相談役、顧問を置く事が出来る。
- 第十九条 役員の仕事は下記の通りとする。
- 第一項 理事長は本組合を代表して組合業務を統轄する。
- 第二項 副理事長は理事長を補佐し理事長事故ある場合はその仕事を代行する。
- 第三項 専務理事は副理事長に準ずるとともに、常務理事を統轄する。
- 第四項 常務理事は理事会の委任事項を執行する。
- 第五項 理事は理事会の議決に参画する。
- 第六項 会計担当常務理事並びに施設担当常務理事は、それぞれの業務を監督する。
- 第七項 監事は常に組合の財務処理を正確に監査し総会に報告する。尚、理事会
に出席して意見を述べることが出来る。
- 第八項 相談役及び顧問は本組合の運営に関し理事長の用談に応ずる。
- 第二十条 役員の仕事は二年とする。但し再選を妨げない。
- 第二十一条 役員は任期满了後においても後任者に引継ぐまで業務を行う。
- 第二十二条 役員は総会に於いて組合員中より選出する。
- 第二十三条 役員に欠員を生じた時は役員会で選出し、その任期間は前任者の残
任期間とする。
- 第二十四条 役員は無報酬とする。

第五章 組合員

第一節 入会と脱退

- 第二十五条 本組合に入会しようとする者は入会申込書に引受け口数を記載し規定の金額を添えて理事長に申出、役員会の承認を経る事を要す。
- 第二十六条 本組合から脱退しようとするものはその理由を明記して理事長に届け出なければならない。

第二節 組合員の義務

- 第二十七条 組合員は下記の義務を負わなければならない。
- 第一項 規約及び決議を履行する義務。
- 第二項 組合諸経費を負担する義務。

第三節 賞 罰

- 第二十八条 本組合に功労のあった者は役員会の推薦に基き表彰することが出来る。
- 第二十九条 組合員が下記の行為をした時は処罰を受ける。
- 第一項 規約及び決議に違反した時役員会の議を得て処罰する。
- 第二項 組合の名誉を汚し、又統制をみだした時も前項に同じ。

第六章 会 計

- 第三十条 本組合の経費は分担金、その他で賄う。
- 第三十一条 財産管理は担当役員が之に当る。
- 第三十二条 会計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日迄とする。
- 第三十三条 役員は三月三十一日現在の決算報告と翌年度の予算書を総会に提出して承認を受けなければならない。

第七章 雑 則

- 第三十四条 下記のものとは別に定める。

(一) 施行細則

第八章 附 則

- 第三十五条 本規約の変更は総会出席組合員の過半数以上の賛成を必要とする。
- 第三十六条 本規約は平成十七年六月十一日より実施する。

昭和三十八年五月十九日施行

昭和三十九年六月十四日一部改正

昭和四十三年五月二十八日一部改正

昭和五十三年五月二十八日一部改正

平成十七年六月十一日一部改正

田柄町水道利用組合施行細則

本組合の運営を円滑ならしめるため施行細則を次の通り定める。

- 第 一 条 新規加入については加入金を参万円とし加算金を壹万五千元とする。
- 第 二 条 組合に於ける配管工事は給水能力を有する本管より量水器の間とし本管よりの工事費は加入者に依る実費負担とする。
但し量水器は組合負担とする。
- 第 三 条 貸家を目的とする申込みについては次のとおりとする。
- 第一項 一棟目は前記第一条に準ずるものとする。
- 第二項 二棟目より加入金を壹万八千元とし、加算金を九千元とする。
但し量水器及びバルブは一棟につき各一器とする。
なお同所同時施行の場合に限るものとする。
- 第三項 尚貸家を譲渡し名義変更の場合は一般加入金に満たす金額を組合に納入するものとする。
但し納入金額は名義変更時の第一条の規定を準用するものとする。
- 第 四 条 アパートを目的とする申込みについては四室までは第一条に準ずるものとし、四室を超える一室については加入金六千元とし加算金を参千元とする。但し量水器及びバルブは一棟に対し各一器とし六室より二十耗とし十室より二十五耗量水器とする。
なお子メーター器の設置は各自の自由とするが組合においては検針を行わないものとする。
- 第 五 条 加入申込者が前記各条の一の規定額を納入した日を以って組合員としての資格を有するものとし組合は証券を交付する。
但し額面は組合加入金のみとする。
尚脱退理由の如何を問わず受納したる金銭は一切返還しないものとする。
- 第 六 条 水道使用料金は次の通りとする。
- 第一項 基本料金一ヶ月十立方米まで 970 円×消費税。
- 第二項 十立方米を超え一立方米増す毎に 274 円×消費税。
- 第三項 業務用の場合は十立方米を超え一立方米増す毎に 274 円×消費税。
但し、業務用とは商売のため水を使用するものを言うが、判断は組合に於いて行い、決定するものとする。
- 第 七 条 親子メータ(2世帯住宅やアパートなど)の基本料金は次の通りとする。
- 第一項 親子メータの検針を行うときは、一般料金(第六条第一項)に準ずるものとする。

第二項 十立方メートルを超え一立方メートル増す毎に 274 円×消費税。

但し、貸家、アパートの場合は、原則として組合員又は、管理者が一括して料金を支払うものとするが、特例として利用者全世帯が各自預貯金口座振替制を活用する場合はこの限りではない。又、空家、空室のあるときは組合員が当該料金を支払うこととする。

第 八 条 水道料金の検針及び徴収方法は次の通りとする。

検針及び徴収は二ヶ月に一回とし同時に行うものとするが変更することもある。

第 九 条 貸家及びアパートはその管理者を定め予め組合に届け出るものとし、未届による組合員の受けるべき利益もれは当組合の責任外とする。

第 十 条 組合員の資格を譲渡、又は相続した場合は速やかに名義変更をしなければならない。又未届による組合員の利益もれは前条と同様とする。

第十一 条 組合員が下記の義務を怠った場合は常務理事会の決議により送水を中止することが出来る。

第一項 加入金の払込を滞納した場合。

第二項 水道料金の納入を二回以上怠った場合。

第三項 組合が認めた以外の工事を行った場合。

第四項 その他諸規程に反したる場合。

第十二 条 本施行規則の変更は総会による。

但し必要と認めた場合は理事会に於いて変更又は補足することも出来る。但し変更又は補足したる場合は次期総会に於いて承認を受けるものとする。

第十三 条 本細則は平成二十九年六月十日より実施する。

昭和三十九年六月十四日施行

昭和四十年六月十三日一部改正

昭和四十一年六月二十五日一部改正

昭和四十三年五月二十八日一部改正

昭和四十四年六月十六日一部改正

昭和四十六年六月五日一部改正

昭和四十九年六月一日一部改正

昭和五十六年五月三十日一部改正

昭和五十九年六月三日一部改正

平成元年五月二十七日一部改正

平成元年六月五日一部改正

平成五年六月五日一部改正

平成九年六月十四日一部改正

平成十三年六月二日一部改正

平成十七年六月十一日一部改正

平成二十九年六月十日一部改正

田柄町水道利用組合雑則

- 第一項 自家の施設を移動又は変更などの要ある時は組合に申出て承認を受けること。但し本管より量水器の間は組合員において変更することは出来ない。
- 第二項 組合員名義変更の場合は、組合の承認を受け新旧両者の責任に於いて解決して諸経費の弁済を行う。
- 第三項 組合員自家施設等は常に衛生に留意し、漏水等の異常ある時は応急の処置を施し速に組合に届出ること。
- 第四項 組合員は貸家及アパート等を所有する場合は諸経費負担の方法を明らかにし所定の手続きにより組合に届出ること。
- 第五項 組合員は組合の承認なく分水することは出来ない。
但し組合の認めた非常の場合はこの限りではない。
- 第六項 本組合を脱会する者は諸経費及諸施設の適切なる処置を行い、組合側に一切の損害を掛けない旨の弁済書を付し承認を受けることとする。
- 第七項 出資金及水道料金等を二ヶ月遅滞した時は、送水を中止することもある。送水中止を受けたる者は延滞金の全額払込み後送水するものとする。
但し悪意を持って滞納したる場合は組合の申出る如何なる条件にも無条件にてふくするものとする。
- 第八項 送水管故障の修理区分を次の通りとする。
本管より量水器迄の修理は組合負担とする。但し故意又は過失により破損したる場合は本管といえども組合員又は破損者負担とする。その他屋内及宅地内の修理は組合員負担とする。
- 第九項 組合の承認なく分水又は盗水したる場合は、如何なる理由あるも直ちに之を撤去し、組合の要求する損害賠償の責任を無条件に負うものとする。
又場合によっては組合員資格を失うこともある。その場合の如何なる責任義務も組合にはないものとする。
- 第十項 現職役員及其の家族、配偶者並びに本組合の功労者に不幸の有った場合は弔慰を表す。但しその限度については常務理事会及事務局の善意の判断によるものとする。
- 第十一項 本組合の役員は組合規約により無報酬なるも、労働による実費弁償及専従者となりたる場合はこの限りではない。
- 第十二項 本雑則及組合諸規程外の事項について水道法を遵守するものとするが、組合運営に必要な生じたる場合は理事会の決定承認を受けるものとする。
- 第十三項 本雑則は昭和三十八年五月十九日より施行する。